

# 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する 規則の施行について（通知）

気 水 第 26 号  
令和 2 年 6 月 23 日

## 1 改正の背景及び趣旨

新型コロナウイルス感染症に対処するため、国では特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年 6 月 12 日財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号）を公布等し、毎年 6 月 30 日までを届出期限とする化管法第 5 条第 2 項に基づく「第一種指定化学物質の排出量及び移動量届出書」について、令和 2 年度においては、その期限を 7 月 31 日まで延長したところである。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）では、化管法と連携した仕組みとして、条例第 42 条に基づき化管法と同じ毎年 6 月 30 日までに「化学物質管理目標（達成状況）報告書」の報告を求めている。当該報告は、化管法に基づき把握した排出量等について、その管理目標等を作成するものであり、報告期限は化管法と整合を図る必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの事業者において、報告書の作成業務を例年どおりに進めることが困難な状況となっていることが想定される。

こうした状況を踏まえ、「化学物質管理目標（達成状況）報告書」の報告期限を延長するため、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則を改正することとした。

## 2 改正の内容

毎年 6 月 30 日までを期限として報告を求めている「化学物質管理目標作成（達成状況）報告書」について、令和 2 年度に限り、その期限を 7 月 31 日まで延長する。

## 3 施行期日

公布の日